株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号東京瓦斯株式会社

第208回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し あげます。

さて、当社第208回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

当日、ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を 行使することができます。お手数ですが、35頁以降の株主総会参考書類をご 検討のうえ、行使期限の「平成20年6月26日(木曜日)17時30分」までに議決権を 行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に記載された枠内に、各議案の賛否を「〇」でご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使】

議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)にパソコンまたは携帯電話でアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに各議案の賛否をご入力・送信ください。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の「インターネット等による議決権行使について」をご確認ください。

敬具

記

- 1. 日 時 平成20年6月27日(金曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都港区海岸一丁目5番20号

東京ガスビル 2階

(末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。)

3. 目的事項

(1)報告事項

第208期(平成19年 4月 1日から)事業報告、連結計算書類 および計算書類、ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件

(2)決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 社外監査役1名選任の件

4. 株主総会招集に係る取締役会のその他決議事項

インターネットと書面による議決権行使が重複して行われた場合は、「後に到着したもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、同日に到着した場合は、「インターネットによるもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

(お願い)

- 1. 株主総会にご出席の方は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を返送せずに会場の受付にご提出ください。
- 2. 当社ウェブサイト (http://www.tokyo-gas.co.jp) においても、本通知を公開しております。なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、その旨を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成19年 4月 1日から) (平成20年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題に端を発する株式・為替市場の不安定性、国際的な原油価格の高止まりなど、先行きの不透明感が高まる一年となりました。

一方、わが国のエネルギー市場は、LNG価格の高騰や、環境負荷の低減に向けた社会的要請の高まりの中で、自由化範囲拡大等の規制緩和の進展と相まって、エネルギー間さらには同エネルギー同士の競争がますます激しさを増しています。

このような経済情勢および経営環境のもと、当社グループは、「2006~2010年度グループ中期経営計画」の諸施策を着実に実行することにより、総合エネルギー事業を関東200km圏の広域エリアで展開する等、積極的に「天然ガス新市場の創造と開拓」を図ってまいりました。

こうした懸命な営業努力等の結果、ガス売上高は堅調な伸びを見せ、連結売上高は前期に比べ8.0%増の1兆4.874億96百万円となりました。

一方、経営効率化の一層の推進を図り、費用の抑制に最大限の努力を重ねてまいりましたが、ガスの原材料費が原油価格高騰および販売量増に伴い増加したこと等により営業費用は増加いたしました。

この結果、営業利益は同56.8%減の700億48百万円、経常利益は同57.2%減の668億32百万円となりました。また、当期は投資有価証券売却益33億55百万円および固定資産売却益18億49百万円を特別利益に計上し、投資有価証券評価損10億78百万円等を特別損失として計上した結果、当期純利益は同57.8%減の424億87百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申しあげます。

① ガ ス

お客さま件数は、当期中に17万3千件増加し、期末現在で1,038万件となりました。また、ガス販売量は、前期に比べ6.8%増の142億1,517万2千㎡となりました。

このうち、家庭用のガス販売量につきましては、新規のお客さまの獲得に加え、上期が前年同期に比べ気温が高く推移した(上期平均+0.6℃)影響で給湯需要が減少したものの、ガス需要の多い下期において気温が低く推移した(下期平均 \triangle 1.1℃)影響で暖房・給湯需要が増加したことにより、35億2,939万9千㎡(対前期比2.3%増)となりました。業務用(商業用・公用および医療用)につきましては、上期が前年同期に比べ気温が高く推移し、下期は気温が低く推移した影響で空調需要が増加したこと等により、31億2,594万3千㎡(同5.2%増)となりました。工業用は、新規需要の開発および既存需要の稼働増により、57億3,157万6千㎡(同7.4%増)となりました。他事業者への卸供給は、卸供給先事業者の新規需要の開発等により、18億2,825万4千㎡(同17.6%増)となりました。

また、ガス売上高は、原料費調整制度に基づく料金単価の調整等により、前期に比べ8.8%増の1兆870億44百万円となりました。

② ガス器具

ガス器具につきましては、高い安全性をベースに、環境性、快適性、利便性、 経済性に優れた調理機器、給湯機器、暖冷房機器等の開発・販売に努力いたしましたが、他エネルギーとの競合の激化等によりガス器具売上高の合計は、前期に比べ2.3%減の1.323億26百万円となりました。

③ 受注工事

受注工事につきましては、新設工事が前期に比べ1万1千件減少し26万1千件 にとどまった影響等により、受注工事売上高は前期に比べ3.2%減の573億25百 万円となりました。

④ 不動産賃貸

不動産賃貸につきましては、新宿パークタワーの貸付床面積増加等の影響により売上高が前期に比べ3.3%増の351億69百万円となりました。

⑤ その他

その他の売上高は、前期に比べ12.2%増の3,203億61百万円となりました。これは、エネルギーサービス事業に係る売上が増加したこと等によるものです。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、1,380億6百万円でした。

供給設備では、本支管771kmの期中増加があり、期末の総延長は56,348kmとなりました。なお、現在、中央幹線、千葉~鹿島ラインおよび群馬幹線等を建設中です。

(3) 資金調達の状況

社債につきましては、第28回・第29回無担保社債の発行により299億円増加したものの、転換社債の転換により44億23百万円減少いたしました。また、借入金等につきましては、借入先からの借入等により76億83百万円増加いたしました。これらにより、連結有利子負債残高は前期末に比べ332億49百万円増の5,587億16百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

国際的なエネルギーセキュリティ、地球温暖化対策への意識の高まり等により、 天然ガスに対するお客さまの期待が高まる一方、原油価格の高騰に伴いLNG価格が上昇する中、家庭用分野をはじめとする電力との競争がかつてないほど強まってきており、エネルギー市場での競争力の強化が重要な課題となっています。 とりわけ、昨今のLNG価格の高騰は、中期経営計画策定時の想定を遥かに超えたものとなっており、当社グループの収支に大きな影響を与えています。

このような経営環境の急激な変化に対し、当社グループといたしましては、中期経営計画で示した、「天然ガスをコアにした総合エネルギー事業の確立」、「ブランド価値の向上」、および「企業構造の変革」を中心とする諸施策を着実に遂行するとともに、その一環として競争力のあるLNGの安定的な調達に向けた取り組みを強化しております。これらの取り組みにより、当社グループは、今後も天然ガスを基軸とする「総合エネルギー事業」のトップランナーとして企業価値の向上を図るとともに、地域社会の発展や地球環境の改善に貢献し、お客さま、株主の皆さま、社会から常に信頼を得て持続的に成長・発展し続ける企業グループを目指してまいります。

〈天然ガスをコアにした総合エネルギー事業の確立〉

当社グループは現在、ガス・熱・電力のマルチエネルギー供給と、お客さまにご満足いただけるソリューションをワンストップで提供するエネルギーサービスを、関東200km圏で広域展開する「総合エネルギー事業」を推進しています。

まず、「家庭用分野」では、電力会社によるオール電化攻勢に対抗し、TES・床暖房、浴室暖房乾燥機等により快適で豊かな暮らしを提供するとともに、省エネ型高効率給湯器「エコジョーズ」、マイホーム発電としてライフエル(燃料電池)・エコウィル(ガスエンジン)など、省エネ性が高く環境に優しい商品の普及拡大に努めています。

次に、「エネルギー営業分野」では、自由化範囲の拡大をチャンスと捉え、産業用・業務用のお客さまのニーズに応じて、ガス・電力などのマルチエネルギー供給と豊富なメニューのエネルギーサービスにより、お客さまに多様なソリューションや価値を提供しています。

さらに、「総合エネルギー事業の広域展開」では、千葉〜鹿島ラインをはじめとするガス導管網の効率的な整備を進めるとともに、ガス導管から距離のあるお客さまへのLNGローリーによる輸送、関東200km圏を超える市場への内航船の活用等によって天然ガスに対するニーズに応えています。

これらの各分野における取り組みを通じて、当社グループが「総合エネルギー事業」を推進していくためには、より競争力のあるLNGを安定的に調達することが重要です。当社グループは、LNG上流事業への参画や、自社によるLNG船の所有などを通じて、上流、輸送、受入基地、ガス供給といった国内外のLNGビジネスを効果的に結び付け、LNGバリューチェーンの拡充を図っています。特に、当期においては、豪州プルートLNGプロジェクトでの上流権益を獲得するとともに購入契約を締結いたしました。さらに平成20年度においては、ロシアのサハリン2からのLNGの調達開始、および6番目の自社管理船の就航などを予定しています。

〈ブランド価値の向上〉

企業の社会的責任(CSR)を果たす着実な取り組みを通じて、お客さまや社会から信頼され選ばれ続ける企業グループを目指すことを基本に、日々のお客さまとの接点において、「安心・安全・信頼」の東京ガスブランド価値のより一層の向上を図っています。

特に、ガスの安定供給や安全・保安の確保にあたっては、お客さまに安心してガスをご利用いただけるよう、最大限の努力を払うことが当社グループの社会的責任であるとの認識のもと、安全対策を着実に推進しています。具体的には、漏洩対策の必要な経年のガス導管や、お客さま資産である敷地内の内管への対策を計画より前倒しして推進するとともに、製品安全に関わる自主行動計画の策定、ガス機器を正しくお使いいただくことの周知徹底、安全なガス機器への取替え促進、さらにはより安全性の高いガス機器の開発等にも積極的に取り組んでいます。

また、本年7月に開催される洞爺湖サミットでは、地球温暖化対策が主要テーマの一つとなっています。当社グループは、エネルギー産業の一翼を担う立場から、従来より「環境保全」を経営の最重要課題として位置づけ、環境性に優れた天然ガスの普及促進を通じてお客さま先での環境負荷低減に貢献してまいりました。今後とも、環境経営のトップランナーとして、高効率で環境負荷の小さい機器・システムの開発と普及促進、バイオガス・太陽熱等再生可能エネルギーの活用、事業活動における総合的な環境対策、環境コミュニケーション活動等に積極的かつ継続的に取り組み、グループ全体で幅広く環境保全活動を展開してまいります。

〈企業構造の変革〉

企業構造を変革し、総合エネルギー事業を展開するための最適な体制の構築と 経営資源の集中を行うことにより、さらなる競争優位性を確立してまいります。

その一環として、これまで協力企業である「エネスタ」が行っていたガス機器の営業・修理・設置および引越時のガスの開閉栓業務と「東京ガス・カスタマーサービス㈱グループ」が行っていたガス設備安全点検や検針業務を再編・集約化し、生活価値向上に資する商品・サービスをワンストップで提供する「東京ガスライフバル」を設立することといたしました。具体的には、広域地区を除く当社エリアを約60のブロックに分けて、ガスに関する窓口を一元化することとし、本年4月に12ブロック(法人数10社)が、各地域における東京ガスの顔として業務を開始しています。今後、平成21年度末までに全てのブロックでの業務を開始する予定であり、安心してガスを選択していただくためのサービスの充実や、お客さまの多様化するライフスタイルやニーズへのきめ細かい対応を通じて、「一件一件のお客さまとの親密な関係づくり」を目指してまいります。

なお、当社は、本年4月25日の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」(後記「7. 剰余金の配当等の決定に関する方針」参照)に基づき、また、株主の皆さまへの還元をさらに図るよう、平成20年度における自社株取得枠を100億円とし、その取得期間を本年10月28日までとする旨の決議を行いました。

当社グループを取り巻く環境は一段と不透明さを増しておりますが、今後とも 企業価値・株主価値をさらに高め、株主の皆さま、お客さまのご期待にお応えで きるよう努めてまいります。当社グループの取り組みに対するご理解を賜ります とともに、今後とも相変わらぬご支援をお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第204期 (平成16年3月期)	第205期 (平成17年3月期)	第206期 (平成18年3月期)	第207期 (平成19年3月期)	第208期 (平成20年3月期)
売 上 高(百万円)	1, 151, 824	1, 190, 783	1, 266, 501	1, 376, 958	1, 487, 496
経常利益(百万円)	131, 093	132, 856	98, 689	156, 039	66, 832
当期純利益(百万円)	44, 787	84, 047	62, 114	100, 699	42, 487
1株当たり 当期純利益 (円)	16. 44	31. 47	23. 48	37. 50	15. 94
総 資 産(百万円)	1, 666, 828	1, 668, 734	1, 693, 898	1, 692, 635	1, 703, 651
純 資 産(百万円)	598, 453	648, 766	728, 231	806, 045	780, 455
1株当たり 純資産額 (円)	221. 53	244. 73	270. 46	293. 11	289. 49

— 6 **—**

(6) 重要な子会社の状況

. ^
. ^
介
理
業
業
売
運業
売
調工
売
業
業
ジッき務
反売
業
業
ト業
たグ
託
売

(注) 1

出資比率欄の()内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しています。 (㈱ティージー情報ネットワークは、平成20年4月1日付で会社分割により㈱ティージー アイ・フィナンシャル・ソリューションズを設立しました。 上記の重要な子会社19社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は59社です。

(7) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

該当事項は、ありません。

(8) **主要な事業内容** (平成20年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
ガス	ガスの製造・供給および販売
ガス器具	ガス機器の製作・販売およびこれに関連する工事
受注工事	ガス工事
不動産賃貸	土地および建物の賃貸・管理等
その他	エネルギーサービス、液化石油ガス、工業ガス、クレジット・ リース、外航海運、システムインテグレーション、設備建築・ エンジニアリング等

(9) 主要な営業所および工場 (平成20年3月31日現在)

① 当 社

<u>= 11</u>		
本社	(東京都港区)	
	中支社(東京都目黒区)	南部支店(東京都港区) 中央支店(東京都目黒区)
	西支社(東京都杉並区)	西部支店(東京都杉並区) 多摩支店(東京都立川市)
	東支社(東京都荒川区)	東部支店(東京都江東区) 千葉支店(千葉県千葉市)
支社・支店	北支社(東京都北区)	北部支店(東京都北区) 埼玉支店(埼玉県さいたま市)
	神奈川支社(神奈川県横浜市)	横浜支店(神奈川県横浜市) 川崎支店(神奈川県川崎市) 神奈川西支店(神奈川県藤沢市)
	日立支社(茨城県日立市)、常 甲府支社(山梨県甲府市)、群 熊谷支社(埼玉県熊谷市)、宇	
導管事業部	首都圈西導管事業部(東京都業 京都荒川区)、神奈川導管事業	新宿区)、首都圏東導管事業部(東 業部(神奈川県横浜市)
工場	扇島工場(神奈川県横浜市)	袖ケ浦工場(千葉県袖ケ浦市)、
その他	リビングエネルギー本部(東京本部(東京都新宿区)、エネル 新宿区)	京都新宿区)、リビング法人営業 ギーソリューション本部(東京都

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
東京ガス都市開発株式会社	東京都新宿区	千葉ガス株式会社	千葉県佐倉市
東京ガス豊洲開発株式会社	東京都港区	ティージー・クレジットサービス株式会社	東京都新宿区
長野都市ガス株式会社	長野県長野市	東京酸素窒素株式会社	千葉県袖ケ浦市
株式会社エネルギーアドバンス	東京都新宿区	株式会社ティージー情報ネットワーク	東京都品川区
株式会社ガスター	神奈川県大和市	筑波学園ガス株式会社	茨城県つくば市
東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区	ティージー・エンタープライズ株式会社	東京都港区
東京ガスエネルギー株式会社	東京都中央区	東京ガス・エンジニアリング株式会社	東京都大田区
株式会社キャプティ	東京都品川区	東京ガス・カスタマーサービス株式会社	東京都新宿区
東京ガスケミカル株式会社	東京都港区	株式会社キャプティ・ライブリック	東京都大田区
パークタワーホテル株式会社	東京都新宿区		

(10) **使用人の状況** (平成20年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

<u>ш</u> л	*	* / J	-/11/	C 0 7 1/1	VU.
事	F			業	使用人数(前期末比増減)
ガ				ス	6,510 ^名 (+ 62 ^名)
ガ	ス		器	具	1,774 ^名 (+ 32 ^名)
受	注		工	事	932 ^名 (一 45 ^名)
不	動	産	賃	貸	180 ^名 (一 1 ^名)
そ		\mathcal{O}		他	5,532 ^名 (一365 ^名)
全				社	$972^{4}(-234^{4})$
合				計	15,900 ^名 (-551 ^名)

⁽注) 使用人数は常勤の就業員数であり、臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数(前期末比增減)	平均年齢	平均勤続年数
$7,714^{4}(-254^{4})$	45.6歳	22.8年

⁽注) 使用人数は常勤の就業員数であり、出向者および臨時従業員を含みません。

(11) 主要な借入先および借入額 (平成20年3月31日現在)

借入	先	借入額(百万円)
株式会社みずほコーポレ	ート銀行	45, 419
日本政策投資	銀行	31, 969
第一生命保険相	互 会 社	20, 719
日本生命保険相	互 会 社	19, 453
株式会社三井住	友 銀 行	13, 319
住友生命保険相	互 会 社	11, 400
株式会社三菱東京「	IFJ 銀 行	6, 711
株式会社埼玉りそ	な銀行	6, 530
三菱UFJ信託銀行株	式会社	4, 200
国際協力	銀行	3, 561

株式に関する事項 (平成20年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 6,500,000,000株
- (2) **発行済株式の総数** 普通株式 2,741,571,295株(前期末比68,600,000株の減少) (注) 発行済株式の総数は、平成19年10月9日に実施した自己株式の消却により、上記のとおり減少いたしました。

(3) 単元株式数 (4) 株主数 1,000株 162,457名

(5) 大 株 主

<u>八 </u>	エ			
株	主	名	持株数(千株)	持株比率(%)
日 本 生	命 保 険 相 互	会 社	163, 000	5. 95
第 一 生	命 保 険 相 互	会 社	155, 962	5. 69
日本トラスティ	・サービス信託銀行株式会	社(信託口)	115, 998	4. 23
日本マスター	トラスト信託銀行株式会社	上(信託口)	103, 378	3. 77
富国生	命保険相互	会 社	68, 504	2.50
ジェーピー ヨ	モルガン チェース バン	ク 380055	58, 710	2. 14
ステート ストリー	ート バンク アンド トラスト	カンパニー	47, 021	1.72
東京瓦	斯 社 員 持	株 会	37, 082	1.35
ステート ストリー	ト バンク アンド トラスト カン	ペニー 505103	33, 030	1. 20
ジェーピー ヨ	モルガン チェース バン	ク 385067	29, 644	1.08

(注)1 持株比率は、発行済株式の総数を分母として算出しています。 2 上記のほか、当社が保有している自己株式84,937千株があります。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己の株式の取得

普通株式 69,608,711株 取得価額の総額 39,572,223,306円

② 自己株式の処分

普通株式 13,608,733株 処分価額の総額 6,823,656,764円

③ 自己株式の消却 普通株式

68, 600, 000株 34, 539, 414, 000円

消却価額の総額 ④ 事業年度末における保有自己株式 普诵株式

84,937,500株

3. 新株予約権等に関する事項 (平成20年3月31日現在)

○ 無担保転換社債の状況

銘柄	発行年月日 (償還期限)	転換により 発行する 株式の種類	発行価額 (百万円)	発行残高 (百万円)	資本組入額 (行使価額) (円)
第5回無担保 転換社債	平成8年12月9日 (平成21年3月31日)	当社 普通株式	50,000	28, 195	170. 00 (339. 00)

(注) 転換社債の転換に伴い発行する株式は、保有自己株式を充当する方針であり、発行済株式 総数には影響を及ぼさない見込みです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成20年3月31日現在)

氏	名	地	位	担当および他の法人等の代表状況等
市野	紀生	取締役会長		
鳥原	光憲	代表取締役社長	社長執行役員	
前田	忠昭	代表取締役	副社長執行役員	社長補佐、エネルギー生産本部長、環境部 担当
岡本	毅	代表取締役	副社長執行役員	社長補佐、人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
杉山	昌樹	取 締 役	常務執行役員	技術開発本部長
手塚	俊夫	取 締 役	常務執行役員	リビング法人営業本部長
村木	茂	取 締 役	常務執行役員	エネルキ゛ーソリューション本部長およびエネルキ゛ーソ リューション本部大口エネルキ゛ー事業部長
蟹沢	俊行	取 締 役	常務執行役員	リビングエネルギー本部長
山本	一元	社外取締役		旭化成株式会社常任相談役
本田	勝彦	社外取締役		日本たばこ産業株式会社取締役相談役
稲田	早苗	社外取締役		弁護士
徳本	恒徳	常勤監査役		
髙桑	康典	常勤監査役		
花房	正義	社外監査役		日立キャピタル株式会社特別顧問
清水	利光	社外監査役		財団法人横浜企業経営支援財団理事長
森	昭治	社外監査役		株式会社国際経済研究所副理事長

- (注)1 取締役の杉山昌樹は、平成20年4月1日付で技術開発本部長に加え、IT本部長を新たに担当
 - しています。 2 社外監査役の花房正義は、長年、金融会社の経営に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。 3 社外監査役の森 昭治は、金融行政に深く携わった経験があり、財務および会計に関する
 - 相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取	締	役	11名	427百万円
監	査	役	5名	96百万円
合		計	16名	523百万円

- (注)1 上記のうち、社外役員6名(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は、55百 万円です。
 - 2 取締役の月例報酬は、第205回定時株主総会で取締役全員に対し月額50百万円以内、賞与 額は第206回定時株主総会で取締役全員に対し年額90百万円以内と承認可決されています。
 - 3 監査役の月例報酬は、第190回定時株主総会で監査役全員に対し月額12百万円以内と承認 可決されています。
 - 4 上記のほか、第208回定時株主総会をもって退任予定の社外監査役1名に対し監査役退職慰 労金2百万円を支払う予定です。なお、第205回定時株主総会における退職慰労金打ち切り 支給に係る決議に基づき、取締役4名に対し254百万円をその退任時に支払う予定です。

(3) 会社役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「役員報酬に関わる基本方針」を以下のとおり定めています。

- ① 役員の役割と役員報酬 役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図る ことであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。
- ② 役員報酬の水準 役員報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものと する。
- ③ 業績連動型報酬体系 業績連動型報酬体系により、経営戦略の実行を強く動機づけるとともに、期 間業績結果を明確に報酬に反映する。
- ④ 株式購入ガイドライン 株式購入ガイドラインの設定により、経営に株主の視点を反映するとともに、 長期的に株主価値の向上に努める。
- ⑤ 客観性・透明性の確保 社外取締役・社外監査役と当社取締役から成る報酬制度等に関する「諮問委員会」を設置し、役員報酬の客観性・透明性を確保する。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役 山本一元
 - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 - ・該当事項は、ありません。
 - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
 - TOTO株式会社

社外取締役

- ・シチズンホールディングス株式会社 社外取締役
- iii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%です。住宅産業で培われた経営能力や、技術開発についての高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

- ② 社外取締役 本田勝彦
 - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 - 該当事項は、ありません。
 - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
 - ・該当事項は、ありません。
 - iii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%です。国際的視野に立ったキャリアと経営能力から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

- ③ 社外取締役 稲田早苗
 - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 - 該当事項は、ありません。
 - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
 - 株式会社千代田組

社外監查役

iii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%です。弁護士として企業法務に精通しており、 高度な法的見識および経験から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行って います。

- ④ 社外監査役 花房正義
 - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 - 該当事項は、ありません。
 - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
 - 株式会社日立総合計画研究所

社外取締役

iii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会への出席率は共に100%です。金融業で培われた経営能力や専門知識を生かし高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。

- ⑤ 社外監査役 清水利光
 - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 - 財団法人横浜企業経営支援財団

理事長

- ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
 - ・株式会社横浜スタジアム

社外取締役

iii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会への出席率は共に100%です。地方自治体での経験を踏まえて幅広い見地から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。

- ⑥ 社外監査役 森 昭治
 - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 - 株式会社国際経済研究所

副理事長

- ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
 - 該当事項は、ありません。
- iii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会への出席率は共に100%です。財務・金融行政で培われた専門知識を生かし高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

- (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 290百万円
 - ② 上記①の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 120百万円
 - ③ 上記②の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 77百万円
 - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額には金融商品 取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務等を非監査業務として委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、実績および業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として、会計監査人を選任しています。

選任した会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして、適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断される場合に、これを決定する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制制度の開始等を踏まえ、 平成20年2月27日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの業務の適 正を確保する体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針」の改定を決議いた しました。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」 および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を 図るため、当社グループにおけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用 を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経 営倫理委員会を設置する。
- ③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。
- ④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機 関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設 置する。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「当社グループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。

- ⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部 統制システムを整備する役割と責任を負う。
- ⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑧「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、 当社グループにおけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の 「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速 性を確保する。
- ⑨ 取締役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に 基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規則」、「ミッションス テートメント規則」、「職責権限規則」において、それぞれの責任者、および その責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、「グループ中期経営計画」の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度毎の部門別・関係会社別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社グループのリスク管理を推進するために「リスク管理規則」を定め、リスク管理推進セクションを設置すると共に、当社グループの業務執行に係る重要リスクとして「経営が管理すべき重要リスク」を特定する。また、取締役会は毎年、「経営が管理すべき重要リスク」を見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性および リスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議 する。デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施 する。
- ③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策関係諸規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 部門、関係会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策 を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社グループ全体の相談窓口として、「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」を設置する。
- ② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の 遵守徹底等を図る体制を充実する。
- ③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
- ④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社グループにおける会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。

(6) 関係会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、関係会社取締役および関係会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 「関係会社管理規則」を定め、取締役が関係会社の株主権行使に関する事項 等重要事項についての承認、報告受領等を通して関係会社の管理を行う体 制とする。また、関係会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
- ③ 関係会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、関係会社取締役および関係会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 取締役が、関係会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに 関わる重要な事項を発見した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に 報告する。
- ⑤ 監査役が、関係会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ 有効な関係会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社グループ 全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が 取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。
- ⑥ 監査部が、監査役および関係会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ 有効な関係会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該関係会 社の取締役および監査役に報告する体制とする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を 設置する。
- ② 監査役室長の選任・解任は、監査役の同意を得て、取締役会で決議する。 また、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、 監査役の同意を得て行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および 使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、会計監査人、関係会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「2006~2010年度グループ中期経営計画」におけるキャッシュ・フロー配分の方針を以下のとおり定め、株主分配目標を明確化しています。

当社は、「2006~2010年度グループ中期経営計画」の確実な実行により創出したキャッシュ・フローを、当社グループの将来の持続的成長の源泉となる総合エネルギー事業分野の投融資に積極的に投入するとともに、株主の皆さまに経営の成果を適切に配分します。

具体的には、配当に加え、自社株取得も株主還元策の一つと位置づけ、本中期経営計画期間中における「総分配性向」(*)の目標を、6割に設定しています。

(*) n 年度総分配性向 = (n 年度の年間配当金総額)+(n+1年度の自社株取得額)

n 年度連結当期純利益

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」を、以下のとおり決議いたしました。

当社グループは、首都圏を中心に約1000万件のお客さまへ安全かつ安定的に都市ガスを供給するとともに、ガス、熱、電力など各種エネルギーやそれらの付加価値のベストミックスをお客さまへ提供し、「快適な暮らしづくり」と「環境に優しい都市づくり」に貢献するなど、極めて公益性の高い事業を展開しており、お客さま、株主の皆さまをはじめ、社会から常に信頼を得て発展し続けることを経営理念としています。

でいます。 また、当社グループは現在、2006~2010年の中期経営計画において「総合エネルギー事業」を関東200km圏の広域エリアで展開し、「天然ガス新市場の創造と開拓」を行うことにより、当社グループの持続的成長を目指しています。この「総合エネルギー事業」の確立には長期の取り組みが必要であり、その実現に向けて、2010年代を見据えた積極的な投資とグループ企業構造の変革を推進しております。

当社は、こうした経営理念および中長期の経営戦略に基づき、長期に安定した経営と着実な企業価値の向上を実現するとともに、お客さま、株主の皆さま、その他のステークホルダーの皆さまに対し安定的かつバランスの取れた利益の配分を行っていくことを経営の基本方針としております。株主さまへの還元につきましては、本中期経営計画期間中の総分配性向(当期利益に対する配当と自社株取得の割合)を6割とすることを目標にしています。

当社を支配する者のあり方については、最終的には当社の株主さま全体の意思に基づき決定されるべきものですが、当社株式の大量買付によって当社グループの経営理念の実現に支障を来たしたり、企業価値が毀損され、ひいてはお客さま並びに株主共同の利益が損なわれるおそれがある場合には、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、当社株式の大量取得を目的とする買付に対し、当該買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値やお客さま並びに株主共同の利益への影響等を慎重に検討していきます。

なお、現時点では、不適切な目的で当社株式を大量取得しようとする者の存在によって具体的な脅威が生じているというわけではなく、当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み(いわゆる「買収防衛策」)を予め定めることもいたしませんが、当社株式の取引状況等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる対応策を講じてまいります。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や大量取得者との交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値を毀損したり、お客さま並びに株主共同の利益にとって不適切と判断される場合には、当社は具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。

連結貸借対照表

平成20年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

·		7 1 -	4
隆 産 の	部	負 債 の	部
固 定 資 定 産 備 備 備 備 備 備 備 備 備 備 備 備 産 設 設 設 設 設 設	百万円 1,376,365 1,124,122 200,585 486,845 60,765 303,189 316 72,419	固 定 負 債 社 供 借 入 負 当 長	616, 624 331, 489 155, 648 3, 066 93, 557 3, 558 2, 957 26, 346
無のその他の無性のの有質を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変	$\begin{array}{c} 23,219 \\ 1,833 \\ 21,385 \\ 229,022 \\ 131,443 \\ 18,485 \\ 31,635 \\ 48,072 \\ \triangle 614 \end{array}$	流 動 負 債 以の形 供 人金 動 生来 手 法 税 の の 表 報 会 等 債 計 資 種 資 種 の を	306, 570 63, 359 99, 352 8, 378 25, 150 1 110, 327 923, 195
流動資産 理金及びで資料 受取手形卸金を たな税金 を を 税金 が 資資 資 資 質 の 倒 引 当 の 倒 引 る の り の が う の う の う の う り り り り り り り り り り り り り	327, 286 46, 092 172, 889 38, 526 13, 704 56, 590 \triangle 516	株 主 資本 金金金式 金金金金式 中華 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	735, 251 141, 844 2, 065 634, 116 △42, 774 33, 820 31, 917 424 1, 479
	1, 703, 651	純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計	780, 455 1, 703, 651

連結損益計算書

平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費	用		収	
 売上原価		百万円 974, 110	 売 上 高	百万円 1, 487, 496
	,			1, 407, 430
(売上総利益)	(513, 386)		
# # # #		070 705		
供給販売費	·	370, 795		
一般管理費	,	72, 541		
(営業利益)	(70, 048)		
営業外費用		22, 114	営業外収益	18, 898
支 払 利 息		10, 460	受取利息	446
他受工事精算差額		3, 723	受 取 配 当 金	1, 513
環境整備費		2, 722	持分法による投資利益	3, 775
雑 支 出		5, 208	為 替 差 益	5,011
			雑 収 入	8, 151
(経常利益)	(66, 832)		
1	-			
■ 特別損失		2, 356	 特別利益	5, 205
減損損失		567	固定資産売却益	1,849
固定資産圧縮損		710	投資有価証券売却益	3, 355
投資有価証券評価損		1, 078		.,
(税金等調整前当期純利益)	(69, 681)		
(10 77 (1 10 77 (`	33, 001/		
 法人税、住民税及び事業税		22, 748		
法人税等調整額		3, 238		
少数株主利益		1, 207		
当期純利益		42, 487		
合 計	1,	511, 601	슴 計	1, 511, 601

連結株主資本等変動計算書

平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位:百万円)

								(-	甲位:日刀円)
						株	主 資	本	
					資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
前	期	末	残	高	141, 844	2, 065	644, 652	△44, 564	743, 997
当	期	変	動	額					
剰	余	金	り配	当			△22, 831		△22, 831
当	期	純	利	益			42, 487		42, 487
自	己枝	朱式	の取	得				△39, 572	△39, 572
自	己札	朱式	の処	分			△2, 098	6, 823	4, 725
自	己札	朱式	の消	却			△34, 539	34, 539	
連	結 子	会社	この増	加			113		113
持	分法適	用関連	会社のは	曽加			6, 332		6, 332
株当			の項目 (純額						
当	期変	動	額合	計			△10, 536	1, 790	△8, 745
当	期	末	残	高	141,844	2, 065	634, 116	△42,774	735, 251

					評	価	• 換	算	差額	等	.1. 164	
					その他 有価証券 評価差額金	繰延 [~] 損	ヘッジ 益	為調	替換算整勘定	評価・ 換算差額等 合計	少数 株主持分	純資産合計
前	期	末	残	高	49, 706		1,095		302	51, 103	10, 944	806, 045
当	期	変	動	額								
剰	余	金	の配	当								△22, 831
当	期	純	利	益								42, 487
自	己	株式	の取	得								△39, 572
自	己	株式	の処	分								4, 725
自	己	株式	の消	却								_
連	: 結	子会	社の増	加								113
持	分法证	面用関連	車会社の	増加								6, 332
		本以外 変動 額	外の項目 質(純額		△17, 789		△671		1, 177	△17, 283	438	△16, 845
当	期 変	変 動	額合	計	△17, 789		△671		1, 177	△17, 283	438	△25, 590
当	期	末	残	高	31, 917		424		1, 479	33, 820	11, 382	780, 455

連結注記表

東京瓦斯株式会社

平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 55社

主要な連結子会社の名称 東京ガス都市開発㈱、東京ガス豊洲開発㈱、長野都市 ガス㈱、㈱エネルギーアドバンス、㈱ガスター、東京エルエヌジータンカー㈱、 東京ガスエネルギー㈱、㈱キャプティ、東京ガスケミカル㈱、パークタワーホテル㈱、千葉ガス㈱、ティージー・クレジットサービス㈱、東京酸素窒素㈱、㈱ ティージー情報ネットワーク、筑波学園ガス㈱、ティージー・エンタープライズ ㈱、東京ガス・エンジニアリング㈱、東京ガス・カスタマーサービス㈱及び㈱ キャプティ・ライブリック

(2)主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 ㈱扇島パワー

非連結子会社は、総資産額・売上高・当期純損益のうち持分に見合う額及び利益 剰余金等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも小規模であり、かつ、質的にも 重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲に含め ておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC., GAS MALAYSIA SDN. BHD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称等 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給㈱ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に 見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象 から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性 がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

ります。

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価 法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によって おります。

- ② デリバティブの評価は、時価法によっております。
 ③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法によってお ります。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によってお

-22 -

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づ く定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。 ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の 支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上してお

ります。

- ④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓の無償確認作業に要する費用の支出並びに不完全燃焼防止装置なしガス機器の安全使用に関する点検・周知活動及び安全機器への取替促進に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② のれんの償却の方法及び期間 発生原因に応じて20年以内(主として10年)での均等償却を行っております。
- 4. 連結子会社の資産及び負債の評価 全面時価評価法を採用しております。
- 5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更 (重要な減価償却資産の減価償却の方法(有形固定資産))

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日 以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法 に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利 益はそれぞれ1,335百万円減少しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ11,651百万円減少しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

- 1.担保に供している資産
- (1)資産の内容及びその金額

供給設備 業務設備 その他の記備 投期金人で預金 現金及の他の流動資 その他の流動資産 6,779百万円 93百万円 13,791百万円 30百万円 37百万円

1,736百万円 4百万円

(2)担保に係る債務の金額 長期借入金

> (うち1年以内に期限到来の固定負債 その他の流動負債

11,325百万円 1,643百万円) 59百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,825,986百万円

- 3. 保証債務等
 - (1)保証債務

6,471百万円

(2)社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

38,700百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数

2,741,571,295株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ①平成19年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額

12,206百万円

(p)1株当たり配当額 (n)基準日 4円50銭 平成19年3月31日

(ハ) 基準日 (ニ) 効力発生日

平成19年6月29日

②平成19年10月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額

10,625百万円

(p)1株当たり配当額(ハ)基準日

4円00銭 平成19年9月30日

(二) 効力発生日

平成19年11月26日

(2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成20年6月27日の定時株主総会において、次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額

10,626百万円

(ロ)配当の原資

利益剰余金

(ハ)1株当たり配当額 (ニ) 基準日 4円00銭 平成20年3月31日

(ホ)効力発生日

平成20年6月30日

【一株当たり情報に関する注記】

1. 一株当たり純資産額

289円49銭

2. 一株当たり当期純利益

15円94銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、平成20年4月25日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

・取得する株式の数

25,000千株(上限)

- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額 現金、10,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間

平成20年4月28日から平成20年10月28日まで

【その他の注記】

- 1. 原料調達先との契約更改・価格交渉の動向によっては、原料費の精算が発生することがあります。
- 2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

光印

修

(EII)

(EII)

東京瓦斯株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当期より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。
- 2. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当期より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。
- 3. 連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月25日に自己株式取得の取締役会決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

平成20年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資 産 の	部	負 債 の	部
を産産 産産 産産 設設設 製 勘 資 工 定 資 証 投 付 貸 固 造 給 務 事 止 固 ト 無 の 有 会 貸 長 関 ・ 無 の 有 会 資 長 関 ・ 無 の 有 会 資 長 関 ・ 無 の 有 会 資 長 関 ・ 無 の 有 会 資 長 男 の そ 資 係 期 会 と 資 長 男 に と 資 証 投 付 貸 男 会 と き か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	1, 156, 657 774, 608 200, 783 467, 987 57, 538 4, 104 316 43, 877 18, 079 1, 222 16, 239 617 363, 969 77, 726 131, 741	● 情金務金金金債 限債金金用等金金金務債 情報 は で は で で で で で で で で で で で で で で で で	## 8
関係会社を期責付金 出 資 金 長期前払費用 繰延税金資 その他投資 貸 倒 引 当	91, 979 3 26, 421 23, 415 12, 882 △381	負債 合計 純資産の 株主資本 資本金 資本剰余金	741, 464
流 動現受売関末有製原貯前関陽繰そ貸 後 を 政 掛社	244, 807 11, 830 1, 099 114, 388 17, 345 10, 716 1 119 24, 538 7, 223 397 19, 296 1, 726 10, 565 26, 109 △554 1, 401, 464	本 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	2, 065 530, 478 35, 454 495, 024 910 1, 800 356 141, 000 299, 000 51, 957 △42, 774 △42, 774 28, 385 27, 727 27, 727 658 660, 000 1, 401, 464

損益計算書

平成19年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費 売 上 原 価	用 _{百万円} 627, 297	収	益 百万円
 売 上 原 価			百万田
期 首 た な 卸 高 当 期 製 品 仕 入 用 当 期 製 品 自 下 入 用 当 期 製 品 自 家 使 用 高 高 期 末 た 卸 益)	86 616, 843 12, 992 2, 504 119 (438, 541)	製 品 売 上 ガ ス 売 上	1, 065, 839 1, 065, 839
供給販売費 一般管理費 (事業利益)	324, 464 74, 888 (39, 188)		
営業雑費用 受注工事費用 器具販売費用	152, 461 48, 001 104, 460	営業雑収益 受器 具 収収 益 器 具 販 売 報 収収 収 収 必 益 そ の 他 営 業 雑 収	155, 798 48, 489 106, 296 1, 011
附 帯 事 業 費 用 L N G 販 売 費 用 電 力 販 売 費 用 その他附帯事業費用 (営 業 利 益)	46 , 072 17, 662 5, 653 22, 756 (42 , 863)	附 事 業 収 益 L N G 販 売 収 益 電 力 販 売 収 益 その他附帯事業収益	46, 410 17, 427 5, 627 23, 355
営業外費 期 費利利 利 支払債 行 社債 発 事業備 世 社 他 環 支 利 益	17, 883 1, 532 6, 182 144 3, 795 2, 725 3, 503 (44, 376)	営業外収益 受受取受賃貸 資料 基 財 基 基 基 本	19, 396 1, 614 2, 011 4, 344 4, 934 6, 491
特別損失 減損損損失 固定資産圧縮損 投資有価証券評価損 (税引前当期純利益)	2, 343 557 710 1, 075 (46, 262)	特別利益 固定資産売却益 投資有価証券等売却益	4, 229 784 3, 444
法 人 税 等 法 人 税 等 額 当 期 純 利 益 合 計	14, 130 2, 211 29, 921 1, 291, 674	合 計	1, 291, 674

株主資本等変動計算書

平成19年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位:百万円)

										(. 🗆 //11/
			株		主		資		本		
		資本	剰余金		利	益	乗	il	余	3	承
	資本金	70c +	カナ列 人 人	±11 ¥		その	他 利	益 剰	余 金		11 문화 시 시
	(1	資 本 準備金	資本剰余金 合 計	利 益準備金	収 用 等 圧縮積立金	海外投資等 損失準備金	特定ガス 導管工事 償却準備金	原価変動 調整積立金	別 途積立金	繰越利益剰 余 金	利益剰余金合計
前期末残高	141, 844	2, 065	2,065	35, 454	910	_	712	141,000	249,000	132, 950	560, 027
当期変動額											
海外投資等損失 準備 金の積立						1,800				△1,800	
特定ガス導管工事 償却準備金の取崩し							△356			356	
別途積立金の積立									50,000	△50,000	
剰余金の配当										△22, 831	△22, 831
当期純利益										29, 921	29, 921
自己株式の取得											
自己株式の処分										△2, 098	△2, 098
自己株式の消却										△34, 539	△34, 539
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	_	-	_	-	1,800	△356	-	50,000	△80, 992	△29, 548
当 期 末 残 高	141, 844	2, 065	2, 065	35, 454	910	1,800	356	141,000	299, 000	51, 957	530, 478

	株主	資 本	評	価・換算差額	等	Δ± ₩= ±= Δ ⊃Ι
	自己株式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
前期末残高	△44, 564	659, 372	42, 597	1, 202	43, 800	703, 173
当期変動額						
海外投資等損失 準備金の積立						_
特定ガス導管工事 償却準備金の取崩し						
別途積立金の積立						_
剰余金の配当		△22, 831				△22, 831
当期純利益		29, 921				29, 921
自己株式の取得	△39, 572	△39, 572				△39, 572
自己株式の処分	6, 823	4, 725				4, 725
自己株式の消却	34, 539					_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△14, 870	△544	△15, 414	△15, 414
当期変動額合計	1, 790	△27, 757	△14, 870	△544	△15, 414	△43, 172
当期末残高	△42, 774	631, 614	27, 727	658	28, 385	660,000

個別注記表

東京瓦斯株式会社

平成19年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで

- 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券については次のとおりであります。 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価 法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

- ② デリバティブの評価は、時価法によっております。
- ③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法によって おります。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づ く定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる 金額を計上しております。 数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。
 - ③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
 - ④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓の無償確認作業に要する費用の支出並びに不完全燃焼防止装置なしガス機器の安全使用に関する点検・周知活動及び安全機器への取替促進に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計処理の原則又は手続きの変更

法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,065百万円減少しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,940百万円減少しております。

- 2 貸借対照表に関する注記
- (1) 担保に供している資産

投資有価証券 1百万円 関係会社投資 889百万円 長期貸付金 37百万円 関係会社長期貸付金 1,660百万円

(担保に係る債務の金額

)(当社が出資する会社の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産 無形固定資産 2,370,197百万円 22,236百万円

(3) 保証債務等

保証債務 連帯債務 14,132百万円 13,908百万円

社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

38,700百万円

3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 仕入高 87,450百万円 149,663百万円

営業取引以外の取引高 6,467百万円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数

84,937,500株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資產 退職給付引当金

繰延税金負債 その他有価証券評価差額金

6 関連当事者との取引に関する注記

役員

氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末残高 (百万円)
今野由梨	(被所有) 直接 0.0		ダイヤル・サービス㈱ への電話受付・ 相談の委託等	6	_	_

取引条件および取引条件の決定方針

電話受付・相談の委託等は、一般的取引と同様契約により所定金額を決定しております。

(注)取締役 今野由梨は、平成19年6月28日に当社取締役を退任しております。 なお、取引金額は同年同月日までの金額を記載しております。

- 7 一株当たり情報に関する注記
 - 一株当たり純資産額 248円43銭一株当たり当期純利益 11円22銭
- 8 重要な後発事象に関する注記

平成20年4月25日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数25,000千株(上限)
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額 現金、10,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間 平成20年4月28日から平成20年10月28日まで
- 9 その他の注記

原料調達先との契約更改・価格交渉の動向によっては、原料費の精算が発生することがあります。

10 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

東京瓦斯株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 金 塚 厚 樹 (EII) 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 邦 光 (EII) 業務執行社員 指定社員 修 (EII) 公認会計士 中 井 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 個別注記表の重要な会計方針に関する事項に記載されているとおり、会社は当期より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産について、 改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。
- 2. 個別注記表の重要な会計方針に関する事項に記載されているとおり、会社は当期より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。
- 3. 個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月25日に自己株式取得の取締役会決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

謄本

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第208期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の 上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施 行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の 内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況 を調査いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針については、取締役会その他における審議状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書 並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動 計算書及び連結注記表)について検討をいたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者 の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 徳本 恒徳 印

常勤監査役 髙桑 康典 印

社外監査役 花房 正義 印

社外監査役 清水 利光 ⑩

社外監査役 森 昭治 @

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

剰余金の配当(期末配当)に関する事項

期末配当につきましては、当社の「剰余金の配当等の決定に関する方針」(17頁ご参照)に基づき、1株につき4円にいたしたいと存じます。なお、中間配当4円とあわせた年間配当金は1株につき8円となります。

- (1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額 1株につき金4円 配当総額10,626,535,180円
- (2) 配当効力発生日 平成20年6月30日(月曜日)

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、以下のとおりです。

候補者		又灰	1113 1	名	略歴、当社における地位および担当	所有する当社
番号	(生	年	月	日)	〔他の法人等の代表状況等〕	の株式の数
1	いち市(昭和	の 野 116年	のり 紀 1月1	お 生 日生)	昭和39年 4月 当社入社 平成 3年 7月 同北部事業本部副本部長 同 5年 6月 同文書部担当取締役付 同 8年 6月 同取締役総合企画部長 同 10年 6月 同常務取締役事業開発本部長、管財部広報部担当 同 11年 6月 同常務取締役事業開発本部長、総務部 広報部担当 同 12年 6月 同代表取締役事務取締役事業開発本部 人事部担当 同 13年 6月 同代表取締役専務取締役総務部、人事担当 同 14年 6月 同代表取締役副社長執行役員コーポーレートシュニケーション本部長、監査部担当 同 14年11月 同代表取締役副社長執行役員コーポーレートシュニケーション本部長、監査部、コンプ・ライアン担当 同 15年 6月 同代表取締役社長、社長執行役員 同 15年 4月 同取締役副会長 同 19年 4月 同取締役会長 現在に至る	部、 3長、 東部 194,617株
2	鳥	はら 原 118年3	光	のり 憲 2日生)	昭和42年 4月 当社入社 平成 6年 6月 同神奈川事業本部副本部長 同 8年 6月 同原料部長 同 10年 6月 同取締役原料部長 同 12年 6月 同常務取締役資材部、原料部担当 同 13年 6月 同常務取締役経理部、資材部、原料部担当 同 14年 6月 同取締役常務執行役員企画本部長 同 15年 6月 同代表取締役副社長執行役員企画本部監査部、コンプライアン部担当 同 16年 4月 同代表取締役副社長執行役員コーポ・レートシュート・ション本部長、コンプライアン部担当 同 18年 4月 同代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る	134,000株
3	まえ 前 (昭和	だ 田 121年2	忠	あき 昭 日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 8年 6月 同西部事業本部副本部長 同 9年 6月 同商品技術開発部長 同 12年 6月 同取締役エネルギー営業本部エネルギー企画部 同 14年 6月 同常務執行役員&D本部長 同 16年 4月 同常務執行役員資源事業本部長、監査担当 同 16年 6月 同取締役常務執行役員資源事業本部計監査部担当 同 18年 4月 同代表取締役副社長執行役員企画本部同 19年 4月 同代表取締役副社長執行役員エネルギー生本部長、環境部担当現在に至る	五部 107,675株 長、 3長

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 [他の法人等の代表状況等]	所有する当社 の株式の数
4	おか もと つよし 岡 本 毅 (昭和22年9月23日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 9年 6月 同北部事業本部副本部長 同 10年 6月 同文書部長 同 11年 6月 同総務部担当取締役付 同 14年 6月 同執行役員企画本部総合企画部長 同 16年 4月 同常務執行役員企画本部長 同 18年 4月 同取締役常務執行役員ューボレート・コミュニケーショ ン本部長、コンプ・ライアンス部、監査部担当 同 19年 4月 同代表取締役副社長執行役員人事部、 秘書部、総務部、コンプ・ライアンス部、監査部 担当 現在に至る	84,000株
5	すぎ やま まさ き 杉 山 昌 樹 (昭和22年9月14日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成12年 6月 同生産本部生産部長 同 14年 6月 同執行役員導管・保安本部導管部長 同 16年 4月 同常務執行役員導管ネットワーク本部長、導管 企画部長 同 18年 4月 同取締役常務執行役員導管ネットワーク本部長、導管 企画部長 同 19年 4月 同取締役常務執行役員導管ネットワーク本部長 同 20年 4月 同取締役常務執行役員技術開発本部長・ IT本部長 現在に至る	70, 231株
6	て づか とし お 手 塚 俊 夫 (昭和21年12月13日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成13年 6月 同エネルギー営業本部都市エネルギー事業部長、エネルギー営業本部大口エネルギー事業部長代理 同 14年 6月 同執行役員エネルギー営業本部都市エネルギー事業部長 同 15年 6月 同執行役員エネルギー営業本部都市エネルギー事業部長、エネルギー営業本部大口エネルギー事業部民代理 同 16年 4月 同常務執行役員広域圏営業本部長同 19年 4月 同常務執行役員パングが法人営業本部長同 19年 6月 同取締役常務執行役員パングが法人営業本部長明 19年 6月 同取締役常務執行役員パングが法人営業本部長	41,000株
7	むら き しげる 村 木 茂 (昭和24年8月29日生)	昭和47年7月当社入社 平成12年6月同原料部長 同14年6月同執行役員企画本部原料部長 同16年4月同常務執行役員投術開発本部長 同18年4月同常務執行役員技術開発本部長 同19年4月同常務執行役員 エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部大口エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、エネルキューリューション本部長、正本ルキューリューション本部長、正本ルキューリューションを発展している。	60, 236株
8	かに さわ とし ゆき 蟹 沢 俊 行(昭和23年11月23日生)	昭和47年 4月 当社入社 平成11年 6月 同事業開発本部事業企画部 同 13年 6月 同関連事業本部関連事業企画部 同 15年 6月 同執行役員お客さまサービス本部サービス企画 部長 同 16年 4月 同執行役員総合企画部長 同 18年 4月 同常務執行役員ホートメービス本部長 同 19年 4月 同常務執行役員リビングェネルギー本部長 同 19年 6月 同取締役常務執行役員リビングェネルギー本部 長 現在に至る	37, 060株

候補者 番 号	氏 (生	年	月	名 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況等〕	所有する当社 の株式の数
9	やま 山 (昭和	もと 本 8年7	_	元	昭和32年 4月 旭化成工業株式会社入社 同 58年 6月 同取締役 同 62年 6月 同常務取締役 平成 2年 6月 同専務取締役 同 5年 6月 同代表取締役専務 同 7年 6月 同代表取締役副社長 同 9年 6月 同代表取締役社長 同 13年 1月 旭代表取締役社長 同 15年 4月 同取締役副会長 同 15年 4月 同取締役副会長 同 15年 6月 同常任相談役 同 17年 6月 当社社外取締役 現在に至る	20,000株
10	ほん 本 (昭和	だ 田 17年3	勝	ひこ 彦 日生)	昭和40年 4月 日本専売公社入社 平成 4年 6月 日本たばこ産業株式会社 取締役 同 6年 6月 同常務取締役 同 10年 6月 同中務取締役 同 10年 6月 同代表取締役副社長 同 12年 6月 同代表取締役社長 同 18年 6月 同取締役相談役 同 19年 6月 当社社外取締役 現在に至る	5,000株
11	いな 稲 (昭和	だ 田 19年	さ 早 4月3	_{なえ} 苗 日生)	昭和45年 3月 司法修習終了 同 45年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 平成19年 6月 当社社外取締役 現在に至る	10,000株

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 山本一元、本田勝彦および稲田早苗の各氏は、社外取締役候補者です。
 - 3. 社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。
 - (1) 山本一元氏につきましては、住宅産業で培われた経営能力や、技術開発についての高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (2) 本田勝彦氏につきましては、たばこ産業における積極的な海外進出によって培われた国際 感覚や、事業環境の変化を見据え改革を実践してきた高い経営能力を当社の経営に活かし ていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社におけ る社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (3) 稲田早苗氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与した経験はありませんが、長年、弁護士として企業法務に精通しており、高度な法的見識および経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、その見識および経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 社外監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって社外監査役花房正義氏が任期満了により退任いたしますので、社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

社外監査役候補者は以下のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得て おります。

	/	0			
氏 (生	年	月	名 日)	略歴、当社における地位および担当 [他の法人等の代表状況等]	所有する当社 の株式の数
_{ます} 増 (昭和1	だ 田 6年3	^{ゆき} 幸 3月22	ぉ 央 :日生)	昭和39年 4月 三菱商事株式会社入社 平成 8年 6月 同取締役 同 11年 4月 同常務取締役 同 13年 6月 同代表取締役常務執行役員 同 14年 4月 同代表取締役副社長執行役員 同 18年 6月 同常任顧問 現在に至る	0株

- (注)1. 社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外監査役候補者とした理由等

増田幸央氏につきましては、大手商社で培われた経営能力および経験ならびにエネルギー 事業に関する高い見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお 願いするものです。

以上

株主総会会場ご案内

○会 場……東京瓦斯株式会社 東京ガスビル2階

○住 所……東京都港区海岸一丁目5番20号

○ご来場手段

- J R……浜松町駅南口下車 徒歩約4分
- ・モノレール……東京モノレール浜松町駅下車 徒歩約4分
- ・地 下 鉄……都営浅草線・大江戸線大門駅下車 徒歩約10分 (世界貿易センタービル2階経由)
- ・ゆりかもめ……竹芝駅下車 徒歩約10分(歩行者デッキ経由)



